

# 書儀・書簡よりみた日唐古代官僚制の特質

古瀬 奈津子

はじめに

近年、敦煌書儀についての研究が、中国の周一良氏や趙和平氏、呉麗娛氏、日本の丸山裕美子氏などによって盛んに行われるようになってきている。それらの研究によると、敦煌書儀は大きく、「朋友書儀」「吉凶書儀」「表状箋啓書儀」の三種類に分けられる。本稿では、このうち公的な模範文を集成した「表状箋啓書儀」と「吉凶書儀」の中で表状箋啓について記した部分を取り上げて、唐令との関係から古代官僚制において果たしていた機能を考察し、さらに中国を手本として成立した日本古代との比較を通じて、日唐の古代官僚制の相違点についてふれたい。

## 一、『唐六典』における表・状・啓の規定

表、状、啓は文書の書式であるが、『唐六典』には以下のようにある。

①『唐六典』卷一尚書都省

凡下之所以達上、其制亦有六、曰：表、狀、牋、啓、牒、辭。（表上於天子、其近臣亦為狀。牋、啓於皇太子、然於其長亦為之、非公文所施。九品已上公文皆曰牒。庶人言曰辭。）

②『唐六典』卷八門下省侍中

凡下之通于上、其制有六：一曰奏抄、（中略）二曰奏彈、（中略）三曰露布、（中略）四曰議、（中略）五曰表、六曰狀；（蔡邕獨斷：「凡群臣上書通於天子者四品：一曰章、二曰奏、三曰表、四曰駁議。（中略）表者、上言『臣某言』、下言『臣某誠惶誠恐、頓首頓首、死罪死罪』、左方下附曰『某官某甲上』、以詣尚書通者也。（中略）其表文尚書報所由云『已奏如書』。凡章、表以啓封、其言密事得皂囊。

これらの史料から、表・狀・啓は、下から上に対して出す場合の書式であることがわかる。このうち、表は官人が皇帝に対して奉ずるものであり、近臣が皇帝に奉ずる場合は狀を作成し、啓は官人が皇太子に対して奉ずるものであったと考えられる。

これらの史料は『唐六典』にみえるので、元來は律令格式に規定されていたものとみなすことができよう。しかし、現在、表・狀・啓の書式が、唐令の公式令に規定されていたかについては、説が分かれている。中村裕一氏は、永徽東宮諸府職員令、唐六典、唐律や実例に基づいて、表式、狀式、啓式の規定もあったと想定されているが（『唐代官文書の研究』『唐代公文書研究』）、『唐令拾遺補』では具体的な書式の復原は困難として、復原を省略している。

中村氏は唐代文人の別集や『文苑英華』などの編纂物、敦煌文書・吐魯番文書から、表・狀・啓などの実例を収集されているが、様々なレベルの文書を含んでおり、そこから表・狀・啓の統一的な書式を導き出すことは困難である。また、日本の公式令奏事式条の「穴記」には、「問、表奏造様何。答、不見。表奏・上表・上啓等之式、宜放書儀之礼耳」とあって、平安時代の明法家は、表奏・上表・上啓などについては書儀の書式に倣うと言っており、逆に言うところらについては公式令には規定がなかったものと考えられる。

一方、後述するように、表・状・啓については、書儀をみると様々な文例が掲載されている。これらのことを勘案すると、表・状・啓などの官人（庶人を含むこともある）が個人で皇帝や皇太子、もしくは官庁に対して出す文書については、公式令には書式の規定がなく、書儀に規定されていたと推測できると思う。ただし、表・状・啓の実態と書儀の関係についてはさらに研究を進めていく必要がある。

## 二、唐令にみえる表

以上に述べたように、唐令の公式令には表・状・啓の書式については規定がなかったように考えられる。ただし、表に關しては、どのような場合に表を奉ずるかについて、唐令の中に規定がみえる。まず、「上表」する場合としてあげられるのが、選挙令一四條（以下『唐令拾遺』の条文番号による）と公式令四〇條である。選挙令一四條は、職事官が年七十以上になった場合、致仕を聴すというもので、五品以上は上表し、六品以下は省に申して奏聞することになっている。公式令四〇條は、諸辞訴において判決に伏さない場合には、上級官司へと上訴していき、最終的には上表せよとある。これらは官人個人が個人的な事情で皇帝へ上表する場合である。

なお、儀制令一条には皇帝の称号の使い分けが規定されているが、「对敷咫尺、上表」に際しては、「陛下」と称せよとある。同三条には、皇太子以下の皇帝以下に対する自称などが規定されているが、「百官及東宮官、於皇太子、皆称殿下（上啓・表同）」とみえる。ここにみえる上表・上啓も皇帝・皇太子に直接提出する場合である。

また、「上表」ではなく、「表」を奉ずる場合については、以下の規定がある。

### ③儀制令四條

諸車駕巡幸及還京、百官辞迎、皆於城門外。留守宫内者、在殿門外。行従官每日起居。兩京文武職事五品已上、三日

一奉表起居。三百里内刺史朝見。(後略)

④儀制令八条

皇帝踐祚、及加元服、皇太后加号、皇后・皇太子立、及赦、元日、刺史若京官五品以上在外者、並奉表疏賀。州遣使、余附表。皆礼部整比、送中書總奏之。

⑤儀制令一二条

諸祥瑞応見、若麟・鳳・龜・龍之類、依凶書合大瑞者、隨即表奏。其表惟言瑞物色目及出处、不得苟陳虚飾。告廟頒下後、百官表賀。諸瑞並申所司、元日以聞。(後略)

儀制令四条では、皇帝が行幸している時には、行従官は毎日皇帝の起居を問い、兩京の文武職事官五品以上は三日に一回、表を奉じて皇帝の起居を問えとある。同八条では、皇帝が踐祚及び元服した場合、皇太后が加号した場合、皇后・皇太子が立った場合、及び赦や元日には、刺史と京官五品以上の在外者は、表を奉じて賀を述べよとみえる。また、同二条には、祥瑞が大瑞であった場合には即ち表奏し、廟に告した後、百官は表賀せよとある。

これらの条文にみえる表を奉ずる場合は、官人個人の事情による場合ではなく、皇帝の行幸や踐祚、元服の時、または皇帝が行う赦や元日、祥瑞の儀礼の際に、臣下が皇帝に対して表を奉じて起居を問うたり、賀を表したりする場合である。これらの儀制令四・八・一二条の規定の復原根拠として、『唐令拾遺』では『大唐開元礼』卷三序例下雜制があげられており、實際『開元礼』の中には、皇帝巡狩(吉礼、卷五十六〜六十二)、皇帝元服(嘉礼、卷九十一・二)、立皇后(嘉礼、卷一百五)、立皇太子(嘉礼、卷一百六・七)、赦(嘉礼、卷一百二十九・三十)、元日(嘉礼、卷九十五〜九十八)の儀礼が規定されている。即ち、これらの皇帝に対する奉表は、礼的秩序に基づいて行われると言えよう。

### 三、唐代の書儀にみえる表・状・啓

以上述べたように、唐令には官人個人が皇帝へ上表する場合、奉表する場合についての規定があった。ただし、表・状・啓の書式については公式令に規定はなかったと考えられる。それでは、官人（庶人を含む場合もある）は実際に表・状・啓を書く時、何を参考にして書いたのだろうか。その参考書にあたるのが、書儀であると推測される。

前述したように近年、敦煌書儀についての研究が盛んに行われている。周一良氏、趙和平氏、呉麗娛氏らの研究によって明らかになったことを簡単にまとめてみよう。書儀は、大きく「朋友書儀」「吉凶書儀」「表状箋啓書儀」にわけることができる。このうち、「朋友書儀」が最も早期から出現した書儀で、「月儀」とも称され、月ごとや季節ごとの挨拶状の文例集である。「吉凶書儀」は書札礼を記したもので、総合的な書儀である。開元・天宝期の代表的な書儀としては、杜有晋撰『吉凶書儀』『新定書儀鏡』がある。安史の乱以降、衰退した唐帝国が威信を復興し中央集権化をめざした貞元・元和期には、礼制も再興されるが、この時期に編纂された「吉凶書儀」の集大成とみなされるのが、鄭余慶撰『大唐新定吉凶書儀』である。公的文書の文例集である「表状箋啓書儀」は、敦煌においては唐末・五代の時期にしばしば編纂された。呉麗娛氏は、「吉凶書儀」の時代的変遷について、唐初から開元・天宝期においては、吉凶書儀の内容は、家族内においてやりとりされる婚礼・葬喪や節慶などに関する書状が主体で、朝廷に対する表啓や礼儀を反映している部分もある。それが唐代後半期になると、公的な文書の模範文である四海書儀や表状箋啓書儀が出現して次第に増加していく。この場合の公的文書とは必ずしも朝廷に対する文書だけではなく、権力を確立していく節度使を中心とした地方的な政治・社会関係においてやりとりされる文書をさしている。

それでは、「表状箋啓書儀」または「吉凶書儀」の中で表状箋啓について記した部分における表・状・啓はどのような

ものであったのかを、具体的にみていくことにしたい。まず、元日の表についてみていこう。「吉凶書儀」の集大成とされる鄭余慶撰『大唐新定吉凶書儀』には、「諸色牋表第五」の中に以下の文書がみえる。

⑥ 鄭余慶撰『大唐新定吉凶書儀』諸色牋表第五

賀正表賀正表、臣ム乙〔言〕、元正啓〔祚〕、万物惟新。伏惟皇帝陛下、膺軋納祐、与天同休、整無不宜。ム乙誠〔歡〕誠喜、頓々首々。

臣濫守〔藩〕鎮、不獲随例称慶 闕〔庭〕、無任〔懇〕〔悃〕屏營之至。謹奉表陳賀以聞。ム乙誠〔歡〕誠喜、頓々首々謹言  
某年某月日某道節度〔觀〕察使勲臣姓名。

『開元礼』によると、元日朝賀において諸州刺史の奉じた表が皇帝へ献上されることになっており、前述の史料④儀制令八条にも「〔前略〕元日、刺史若京官五品以上在外者、並奉表疏賀」とある。⑥は時代が下っているため、刺史ではなく節度使になっているが、『開元礼』や儀制令の規定に基づいた奉表の書式と言える。

ところが、鄭余慶撰『大唐新定吉凶書儀』には、皇帝に対する賀正表以外の賀正冬啓が出現する。

⑦ 鄭余慶撰『大唐新定吉凶書儀』寮属起居第六

賀正冬啓 某啓、元正啓〔祚〕、万物惟新。冬至云晷運推移、日南長至。伏惟 官位

膺時納祐、〔整〕無不宜。某乙限以卑守、不獲随例拜賀、下情無任惶懼。謹奉啓不宣。謹啓

某月日具官銜姓名啓。

⑧ 鄭余慶撰『大唐新定吉凶書儀』典史起居啓第七

賀正冬啓 某乙啓、元正啓〔祚〕、万物惟新。冬至云晷運推移、日南長至。伏惟 官位膺時納祐、整無不宜。某乙卑

〔役〕有限、不獲随例拜賀、下情無任戰懼。不宣、謹啓

某月日〔某〕〔職〕姓名啓。

⑦の「寮属起居第六」の場合、封啓様に「謹謹上官位閣下 具官銜姓名啓封」とあることから、節度使配下の属官から節度使に対して上申される賀正冬啓であると言える。⑧の「典史起居啓第七」の場合は、さらに下僚の官職の者から上官へ出される賀正冬啓である。

このように、唐代前半期には皇帝に対する賀正表だけが規定されていたのが、貞元・元和期になると、節度使配下において、節度使に対する賀正啓、上官に対する賀正啓が重層的に成立するようになる。これは呉麗嬬氏が指摘するように節度使権力の確立、独立によるものと考えられ、唐末の張敖撰『新集吉凶書儀』になると、皇帝に対する表は消滅してしまう。ただし、日本においても元来天皇が行っていた儀式が、時代が下ると貴族も行うようになることがあり、唐代においても奉表が臣下にまで広がり、普及するようになったとも考えられる。その際、臣下の間においては、表という書式ではなく、状・啓の書式が使用された。啓は律令制においては官人個人が皇太子に対して奉ずる文書であったが、唐代後半期の書儀においては臣下の間において上申される文書の書式に変化している。その変遷についてはさらに究明する必要がある。

また、唐の書儀において表・状・啓が出される場合については、唐代後半期の表状箋啓書儀である『記室備要』には、「冊徽号、南郊、冊太后、冊皇太子、賀赦、賀破賊、（以下略）」とみえるように、唐代後半期に至っても『開元礼』や儀制令における規定が原則的に守られていることがわかる。

#### 四、日本令における表の規定と実態

それでは一方日本においては、唐令の規定と書儀はどのように継受されたのだろうか。まず、日本令における上表・奉表の規定についてみていこう。上表についての唐・選舉令一四条は、日本・選叙令21官人致仕条（大宝令もほぼ同文）に

ほとんど同文で継受されている。唐・公式令四〇条と日本・公式令63訴訟条とでは、訴訟のやり方に違いはあるが、訴訟の過程で「上表」する段階がある点では同じである。

ところが、唐令で奉表することになっている唐・儀制令四・八・一二条については、日本・儀制令の規定においては大きな違いがみえるのである。

⑨日本・儀制令4車駕巡幸条（大宝令にも本条の存在が推測される）

凡車駕巡幸及還、百官五位以上辞迎。留守者、不在辞迎之限。若不経宿者、不用此令。

⑩日本・儀制令8祥瑞条（大宝令もほぼ同文）

凡祥瑞応見、若麟鳳龜龍之類、依凶書合大瑞者、随即表奏。（其表唯顯瑞物色目及出処所、不得苟陳虚飾、徒事浮詞）。上瑞以下、並申所司、元日以聞。（後略）

このように、唐・儀制令四条に該当する日本・儀制令4条、唐・儀制令一二条に該当する日本・儀制令8条には、「奉表」の規定はない。唐・儀制令四条の皇帝が行幸している際に百官が立場によって起居するという規定そのものが日本令にはみえない。唐・儀制令一二条の祥瑞についても、大瑞が発見された場合に「告廟頒下後、百官表賀」という規定が、日本令では省略されている。

また、唐・儀制令八条の皇帝踐祚以下の際、「刺史若京官五品以上在外者、並奉表疏賀」という規定に至っては、日本令にはまったく継受されていないのである。

日本においては、官人個人の事情によって天皇へ上表することは継受されたが、唐・儀制令そしてその背景にある礼に規定された皇帝への奉表は継受されなかったのである。それはなぜだろうか。上表が継受されているのだから、文字の浸透度が低いとか、文書作成能力が不足しているからという単純な理由ではないだろう。

日本令制定時においては、礼的秩序の継受が欠如していたからということも考えられる。日本における礼の本格的継受



は、養老の遣唐使以降と言われており、奈良時代後半から平安時代前期にかけては唐風化が進み、礼の受容も行われた。唐礼を参考にして儀式書も編纂され、たとえば元日朝賀の儀式も唐風に再編されたが、刺史による奉表については導入されてはいない。

このように日本令で唐・儀制令における奉表を継受しなかったのは、単なる文字文化や礼受容の遅れが原因だったとは思えない。唐における皇帝と官人の関係と、日本における天皇と官人の関係とは何か根本的な相違があるのではないだろうか。

唐・儀制令四条においては皇帝が行幸している場合に両京に残っている文武職事五品以上の官人が奉表して皇帝の起居を問うのであり、八条においては皇帝踐祚以下の儀礼に際して諸州刺史や在外の京官五品以上が奉表して祝いの言葉を述べるのである。一二条では大瑞が発見されたことに対して、百官が皇帝の徳を讃える表を奉ずるわけである。四条・八条の場合は、皇帝の身边には伺候していない上級官人らが、特別に皇帝に対して奉表することによって、皇帝に対する忠誠を確認していると考えられる。一二条の大瑞発見の場合は、百官が皇帝の徳を讃美することによって、やはり皇帝との関係を確認したものと位置づけられよう。

日本の場合、このように官人が天皇の起居を問うたり、特別に祝いの言葉を述べたり、天皇の徳を讃美することは義務づけられてはいないのである。このことは、日本の朝廷においては天皇と官人との関係、特に天皇と五位以上官人との関係が、唐のような確認を必要としないものであったことを窺わせる。

即ち、唐においては貴族勢力は皇帝とは異なる独自の存続基盤を有しており、皇帝と官人（特に五品以上の官人）は緊張関係にあるため、機会があるごとにその関係を確認する必要があったが、日本における天皇と官人（特に五位以上の貴族官人）との関係はそのような確認を必要としないような近いものであったと言うことができよう。言いかえれば、日本の天皇と官人（特に五位以上の官人）とは一体化して支配層を構成しているのであり、個々の官人が天皇に対して起居や

祝いや讚美の言葉を述べる必要はなかったのだと考えられる。

さらに統治権的な支配と人格的な支配という支配システムの二つの側面からみると、唐の場合、統治権的支配システムとしては官僚制が確立しており、奉表は人格的支配システムのひとつと捉えることができよう。一方、日本の場合、拙稿で述べたように（『日本古代王権と儀式』）、奈良時代までは、官僚制の未熟な面を天皇の官人たちに対する人格的支配によって補完していたと言える。その際の人格的支配とは、天皇の身につけた衣服を与えたり、宣命のように言霊を媒介とした呪術的な性格が強かった。このような呪術的段階の人格的支配関係においては、奉表のような合理的な制度は想定できなかったと考えられる。実際、日本でも官僚制が確立する平安初期になると、唐風文化の盛行とも相俟って、奉表の一部が受容されるようになるのである。

### おわりに

敦煌書儀をみていくと、「朋友書儀」は友人同士のヨコの関係における書状の文例集と考えられる。一方、「吉凶書儀」には、宗族内における書状のやりとりと、朝廷（皇帝）に対する表、節度使成立以降の地方社会における上下関係などタテの関係における書状のやりとりが規定されていると考えられる。このうち、地方社会における上下関係を主として編纂されたのが「表状箋啓書儀」であろう。

唐において書儀が盛んに作成されるのは、唐代後半期であるが、タテの関係の書状についての書式、文例を集成する契機となったのは、唐代前半期における表の盛行であろう。表については礼や令に規定があり、それが表作成の根拠となった。

日本において奈良時代に唐の書儀が将来されていたにもかかわらず、日本独自の書儀が編纂されなかったのは、別稿で

述べたように社会的なヨコの関係が未成立であったことがあるが、もうひとつの理由としては日本には上表の制度は受容されたが、奉表の制度は導入されなかったため、表を中心とした官人個人が天皇へ奉ずる文書の作成機会が少なかったことがあげられよう。

### 参考文献

・ 趙和平『敦煌写本書儀研究』新文豊出版公司、一九九三年

・ 周一良・趙和平『唐五代書儀研究』中国社会科学出版社、一九九五年

・ 趙和平『敦煌表状箋啓書儀輯校』江蘇古籍出版社、一九九七年

・ 吳麗娛『唐礼摭遺』中古書儀研究』商務印書館（北京）、二〇〇二年

・ 丸山裕美子「書儀の受容について」正倉院文書にみる「書儀の世界」』『正倉院文書研究』四号、一九九六年

・ 早川庄八「公式令文書と文書木簡」『日本古代の文書と典籍』吉川弘文館、一九九七年、初発表は一九八五年

・ 古瀬奈津子「従書儀・書簡看唐日的家内秩序與社会秩序」〔東亜伝統家庭教育與家内秩序〕国際検討会、台湾大学東

亜文明研究中心、二〇〇五年四月二九日における報告、刊行予定）

・ 古瀬奈津子『日本古代王権と儀式』吉川弘文館、一九九

八年

・ 仁井田陞編『唐令拾遺』東方文化学院、一九九三年（東京大学出版会、一九六四年復刊）

・ 仁井田陞著・池田温編集代表『唐令拾遺補』東京大学出版会、一九九七年

・ 井上光貞他校注『律令』（日本思想大系）岩波書店、一九七六年

・ 中村裕一『唐代官文書研究』中文出版社、一九九一年

・ 中村裕一『唐代公文書研究』汲古書院、一九九六年

△付記▽ 本報告は、二〇〇五年六月二七日に、復旦大学建校一〇〇周年暨復旦大学歴史学系成立八〇周年「社会転型与多元文化」国際學術研討会において口頭報告したものの要旨である。詳しい論文は中国で刊行予定である。また、科学研究費補助金「日本古代における書状の社会的機能に関する研究」（平成十五年度〜十八年度）の研究成果の一部である。